

2025 年度入学試験問題 出題趣旨（憲法）

本問は、Y市地下水保全条例が、新規の井戸の設置を原則禁止していたことの憲法適合性を問うものである。本問の基になった判例はある（東京高判平成26年1月30日判時387号11頁、横浜地小田原支判平成25年9月13日判時2207号55頁）が、この判例を知っている必要はなく、事案も大きく改変している部分がある。

Xの立場からは、地下水は土地の所有権の構成部分であることから、自己の所有する土地において地下水を採取する権利が土地の所有権に含まれ、それゆえ憲法上の財産権保障が及ぶことをまず示しておく必要がある。そして、Xが住宅を建築し、井戸の設置許可を申請した本件土地は、Xの父が本件条例制定後に購入し所有していたのを相続により取得したものであるから、本件条例による財産権の規制が憲法29条2項にいう公共の福祉に適合するものか否かが問題となる。森林法判決（最大判昭和62年4月22日民集41巻3号408頁）や証券取引法判決（最判平成14年2月13日民集56巻2号331頁）を参考に判断枠組みを設定することが考えられる。厳格審査基準を用いるのは判例から逸脱していると言わざるを得ず、問題となっている憲法上の権利に即した判例の理解が求められる。

加えて、法律のみならず条例によっても財産権の内容を定めることが可能であるとしても、本件条例が、ビル用水法、工業用水法との関係で「法律の範囲内」（憲法94条）であるかが論点となることにも気を配ってほしい。徳島市公安条例事件判決（最大判昭和50年9月10日刑集29巻8号489頁）の示した枠組みを用いて検討することができようが、財産権保障に反するかを検討する実体論にこの論点を組み込んでも良い。

Yの反論としては、本件条例に規定されているように公水としての地下水の位置付けから、地下水は公共的公益的見地からの規制を受けやすい性質を有していること、ビル用水法、工業用水法は全国一律の規制を施す趣旨ではないことから「法律の範囲内」であることを軸にした主張が考えられる。

法律による規制に加えて本件条例で井戸の設置を規制することについて、地下水を採取する権利の重要性はいかほどか、Y市の地域的特殊性があるか、大規模な取水のみを制限する法律と比較して過度な規制となっていないか、規制による不利益はどの程度かといった観点から、問題文に表れている要素を丁寧に盛り込み議論を組み立ててほしい。結論の出し方は、本件条例自体を違憲とする他、本件条例は取水量の制限をすれば水量保全に足りる場合にまで井戸の設置を禁止する趣旨ではないとして合憲限定解釈を施し、そうした限定解釈を行わずXの申請を不許可としたことを違憲とする等、複数あり得るが、上記の諸観点の評価及び本件条例の規制内容をどう読み解くかに応じて変わり得る。どのような道筋で結論に至ったのかを明確に示すことが重要である。